

いじめを絶対に許さない学校



～宝達小いじめ防止基本方針～

令和6年4月

宝達志水町立宝達小学校

— 目 次 —

1 いじめの問題への基本姿勢		
いじめを許さない学校づくりのために	1
2 いじめの理解		
いじめの態様と構造	2
3 指導体制の在り方		
(1) いじめの問題への取組チェックポイント	3
(2) 「いじめ問題対策チーム」	5
4 いじめの発見		
(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント	6
(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント	8
5 いじめの対応		
いじめが起きた場合の対応策	9
6 校内での取り組み		
校内の指導体制の整備	12
教育相談体制の充実		
児童の自主的活動の促進	13
家庭との連携		

(別紙)相談機関一覧

1 いじめの問題への基本姿勢

○ いじめの定義（文部科学省 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号））
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童などと一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを許さない学校づくりのために

- ① **いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること**
 - ・日頃から、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
- ② **「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること**
 - ・いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。
 - ・いじめる児童に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要。
- ③ **児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること**
 - ・教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要。
- ④ **いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること**
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うこと。
- ⑤ **定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること**
 - ・児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

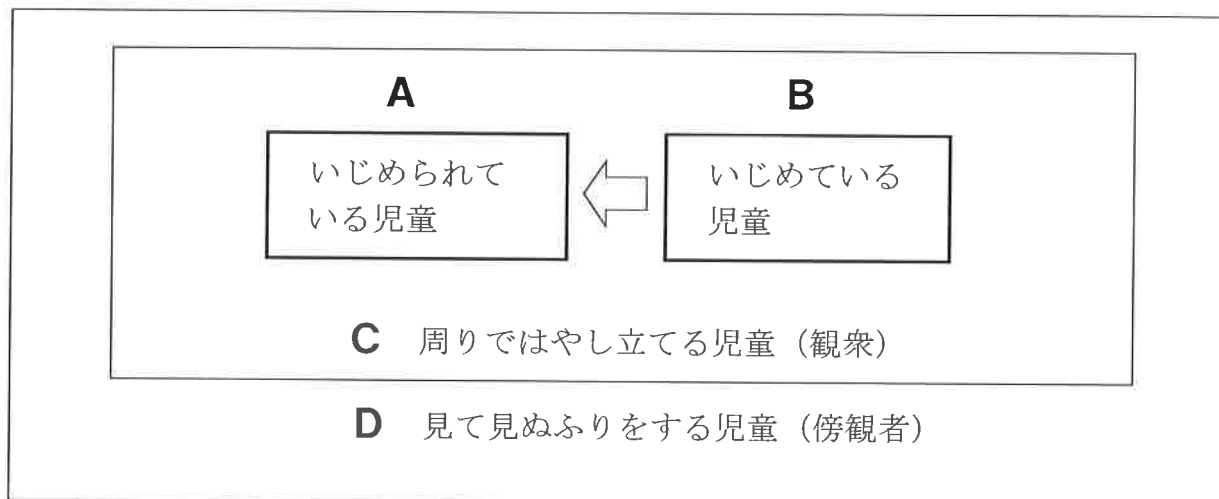
2 いじめの理解

いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

いじめの構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできません。いじめの構造をしっかりと認識しておくことが大切です。



※ AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

※ 観衆や傍観者の立場にいるCやDの児童も、いじめを助長していることを認識する必要がある。

3 指導体制の在り方

(1) いじめの問題への取組チェックポイント

指導体制

- 1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- 2 いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ，教職員間の共通理解を図っているか。
- 3 いじめの問題について，特定の教員が抱え込んだり，事実を隠したりすることなく，学校全体で対応する体制が確立しているか。

教育指導

- 4 お互いを思いやり，尊重し，生命や人権を大切に作る指導等の充実に努めているか。特に，「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- 5 学校全体として，校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け，積極的に指導を行うよう努めているか。
- 6 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ，指導が行われているか。
- 7 学級活動や児童会活動などにおいて，いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- 8 児童に幅広い生活体験を積ませたり，社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- 9 教職員の言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，細心の注意を払っているか。
- 10 いじめを行う児童に対しては，特別の指導計画による指導のほか，さらに出席停止や警察との連携による措置も含め，毅然とした対応を行うこととしているか。
- 11 いじめられる児童に対し，心のケアやさまざまな弾力的措置など，いじめから守り通すための対応を行っているか。
- 12 いじめが解決したと見られる場合でも，継続して十分な注意を払い，折りに触れ必要な指導を行っているか。

早期発見・早期対応

- 13 教師は，日常の教育活動を通じ，教師と児童，児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。

- 14 児童の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- 15 いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- 16 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- 17 いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- 18 いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- 19 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- 20 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- 21 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- 22 児童等の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

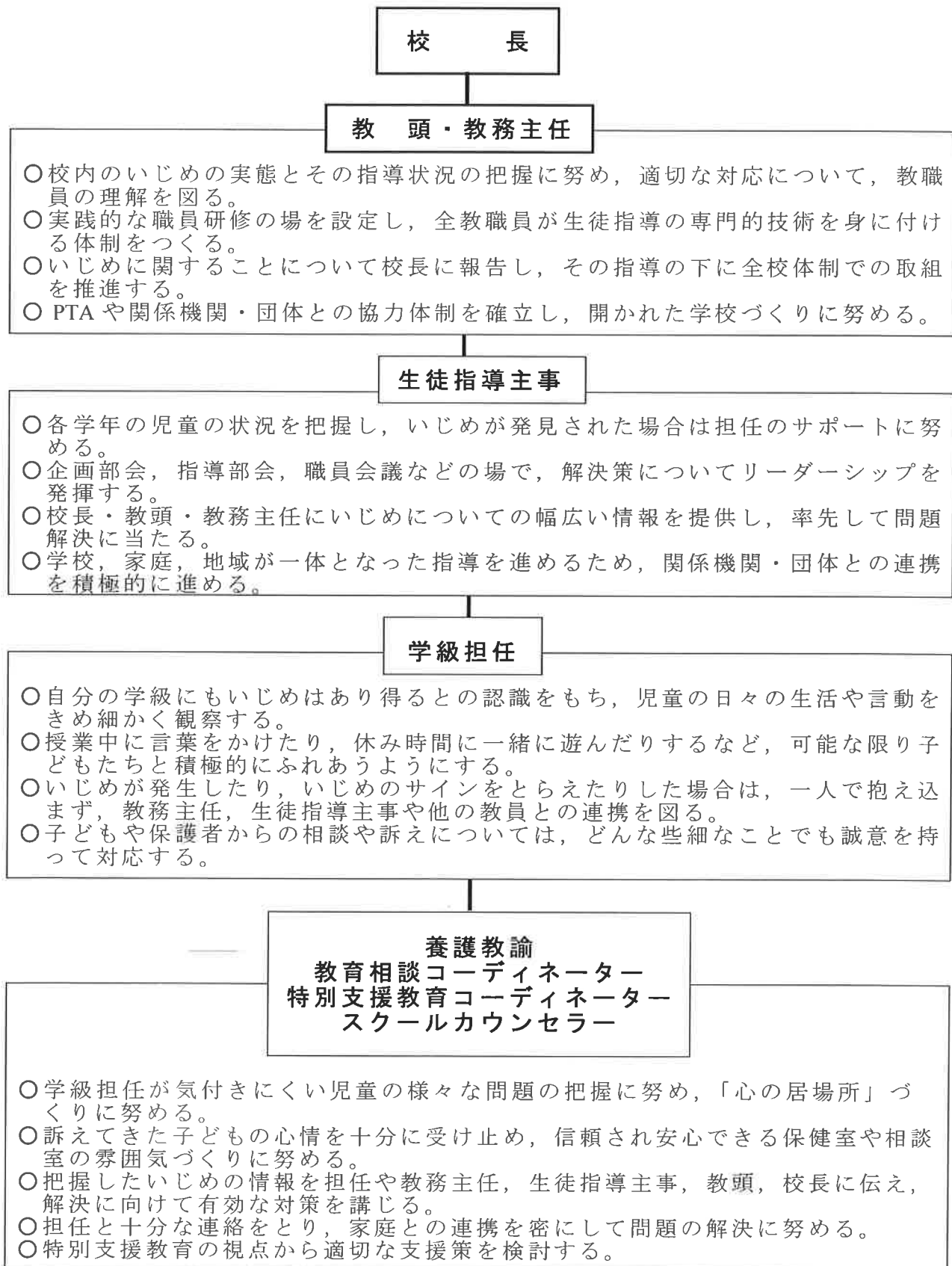
家庭・地域社会との連携

- 23 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- 24 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- 25 いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- 26 P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

〔平成18年10月19日付け文科初第711号
いじめの問題への取組の徹底について（通知）より〕

(2) 「いじめ問題対策チーム」

本校においては、校長のリーダーシップの下に、全教職員が組織をあげて取り組む指導体制を確立している。



4 いじめの発見

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている児童の出すサイン

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。

<学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情がさえず、うつむきがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業の開始時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたづらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぼつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用事がないのに学校に残っている日がある ※ 他の子の荷物を持って帰る

<注意しなければならない児童生徒の様子>

様子等	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたづら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等、危険な物を所持する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている児童が家庭で出すサイン

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

観 察 の 視 点 （特に、変化が見られる点）

- 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

5 いじめの対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた児童、いじめられた児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめている児童、いじめられている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切です。

(1) いじめられている児童への対応

- ① いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ いじめた児童を謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじめている児童への対応

- ① まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている児童を守るために、いじめる児童の保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(3) いじめられている児童の保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。
その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても児童の様子に十分注意してもらい、児童のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめている児童の保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

6 校内での取り組み

校内の指導体制の整備

いじめの未然防止，早期発見・早期対応にあたっては，学級担任の自覚と責任を持った指導が大切である。しかし，いじめは，外から見えにくいなどの特質があり，日頃から学校全体で子どもの生活実態のきめ細かな把握に努め，教職員相互間における緊密な情報交換による連携協力を大切にする。

○ 対策委員会の機能化

対策委員会を週時程に位置付け，いじめ問題をはじめ，生徒指導上の問題について，情報交換や対策の協議を行う。また，養護教諭も常時参加する。

○ 「なかよし遊び」の設定(やまびこタイム)

「なかよし遊び(縦割り班活動)」の時間を適宜設定し，教師も含め一人一人の子どもとの触れ合いに努める。

○ 実践的な校内研修の実施

教師一人一人の指導技術を高めるために，次のような実践的な研修を実施する。

- ① 外部から講師（専門相談員）を招いてのカウンセリング講習会（特設）の実施
- ② 各学級の情報交換及び意見交換や対応についての研修

教育相談体制の充実

教師一人一人がカウンセリングに関する知識・技能等，児童の心の問題に適切に対応できる能力を身に付けるとともに，学校への意見や要望などに対しても，誠実な対応に心がけ，安心して相談できる信頼関係を築きあげること。

○ 養護教諭の指導と教育相談

養護教諭が全校の児童に対して，教育相談を行う。

○ 教育相談担当の設置

担任や対策委員が，毎月の「ともだち調査」や年3回の「ともだちアンケート」などを活用し，いつでも児童の相談に応じられる体制をとる。

○ 転入生を対象とした教育相談の実施

その都度，全学年の転入生を対象に，教育相談を実施する。

児童の自主的活動の促進

(1) 学級活動、児童会活動等における取り組み

学級活動や児童会活動等、自主性・主体性を育む活動を通じて、いじめについて考えさせ、児童自らがいじめの問題を解決していくように指導することが大切である。

○ 児童会による「いじめはしない」ことの確認

児童会活動の日常的な活動として、「いじめはしない」の取り組みを柱とし、児童が考えた「いじめ防止標語」を掲げ、「いじめはしない」という意識を高める。

(2) 体験活動の実践

他人を思いやる心や少々の困難には負けないたくましい力を身に付けさせるためには、学校教育の中にボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動など、人間関係や生活体験を豊かなものとする教育活動を積極的に取り入れていく。

○ 高齢者とのふれあい活動の実施

地域に一人で住んでいるお年寄りの家へお手紙やおりがみの作品などをおくり、ふれあいの場をつくったり、施設を訪問しお年寄りと交流したりする。

(3) 異年齢集団活動の工夫

○ 学年の縦割班で、年間を通して上級生と下級生が助け合って作業をする。

家庭との連携

いじめの早期発見・解決のために、学校だよりや指導部だより、学級通信などを発行し学校の様子を知らせ家庭の学校理解をはかるとともに、保護者が相談しやすい体制づくりに努める。

(別紙) 相談機関一覧

相談機関	電話番号	受付時間
石川県教育委員会 24時間子供SOS相談テレホン	076-298-1699	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
金沢地方法務局 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
金沢少年鑑別所内 金沢法務少年支援センター	076-222-4542	月～金 9:00～17:00
石川県警少年課 いじめ110番	0120-61-7867	24時間受付
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00
やすらぎ羽咋教室(羽松高校内)	0767-22-0345	月～金 9:00～16:30